

重点項目として整理した大規模林野火災対策の取組状況

重点項目	対策	取組状況
1 大規模林野火災時における初動体制の整備	(1) 林野火災覚知時における消防本部と危機管理課との連携強化	<p>ア 林野火災時に消防本部から総合政策部（危機管理課）に参集を要請すべき基準等を定めた。</p> <p>イ 消防無線設備を危機管理課事務室に配備し、消火活動に係る無線交信の内容を把握できるようにした。</p>
	(2) 林野火災の覚知及びその後の状況把握に係る栃木県消防防災課との連携強化	<p>ウ 火災覚知後の消防防災航空隊との迅速な情報共有と火災状況把握及び更なる外部機関の支援要請に係る連携のあり方について、マニュアルに定めた。</p>
	(3) 大規模林野火災時における災害対策本部設置基準の創設	<p>エ 火災の発生状況、気象状況、消防による消火活動状況等から、一定の条件を満たす場合に災害対策本部を設置する基準を定めた。</p>
	(4) 災害対策本部設置時における市外消防機関や自衛隊等からのリエゾン派遣要請や関係機関との情報共有に係る体制整備	<p>オ 関係機関と情報共有を行い、迅速な連携を図るために、災害対策本部設置時には速やかに関係機関に対し情報提供するとともに、リエゾン派遣を要請することとした。</p>
	(5) 上記をはじめ、検証作業を踏まえた初動対応のマニュアル化	<p>カ 上記をはじめ、林野火災発生時の初動対応に係る事項について、「足利市林野火災対応マニュアル」に整理した。</p>

重点項目	対策	取組状況
2 外部消防機関等への派遣要請及び本市の受援体制の整備	(1) 市外消防機関（地上隊及び航空隊）や自衛隊等に対する派遣要請手順の整備	ア 市外消防機関や自衛隊に対し行う派遣要請に係る手順や留意事項、連絡先等についてマニュアルに整理した。
	(2) 休日夜間においても各支援機関に対し、派遣要請を行えるようにするための体制整備	イ 自衛隊に対するヘリの派遣要請が休日夜間であった場合にも、迅速に離着陸場を確保できるようにするため、群馬大学と「災害時等における施設の使用に関する覚書」を締結したほか、関係機関への連絡手順をマニュアルに整理した。
	(3) 受援を前提とした消火活動要領等の整備	ウ 受援により部隊の増強がされた場合においても速やかな消火活動を行えるようにするため、消火活動要領等を精査した。
	(4) 無線の不感地帯等を踏まえた消防計画等の修正	エ 電波伝搬調査を実施し、不感地帯に中継局等の設置や他の通信手段の活用等、通信に適した現場指揮本部の設置場所を規定した。
	(5) 現場指揮本部等の火災対応拠点となる施設の選定並びに円滑な受援に資する資機材等の確保及びヘリ調整所等の消火活動調整機能の確保に関する手順等の整備	オ 現場指揮本部の移設場所は、火災の規模及び発生場所を考慮し、選定した。（避難所となっている場所は避ける。） 移設先選定順 1位 消防本部2階会議室 2位 市役所6階会議室 3位 河南消防署3階会議室 また、資機材の確保等については、消防本部受援計画に規定した。
	(6) グリッド線入りの林野火災対応用地図の作成及び関係機関との共有	カ 受援部隊と効果的な消火活動の調整、円滑な情報共有ができるよう、グリッド線入りの「林野火災対応用地図」を作成した。
	(7) 上記をはじめ、検証作業を踏まえた消防本部受援計画の見直し、受援対応のマニュアル化、現場指揮本部運営図上訓練や受援訓練等の実施	キ 消防本部受援計画の一部見直しを行った。 ク 上記をはじめ、林野火災発生時における受援対応について「足利市林野火災対応マニュアル」に整理した。

重点項目	対策	取組状況
3 消防水利の確保	(1) ダムや河川の活用に関する関係機関との連携強化	<p>ア 栃木県安足土木事務所の協力により、蓮台寺川調節池を防火用水源池とできるよう施工した上で、「蓮台寺川調節池の防火用水源池としての管理に関する協定書」を締結し、同協定書に基づく連絡体制を構築した。</p> <p>イ 河川等の水利が円滑に利用できるようにするため、栃木県浄化槽協会足利支部と「災害時における消防用水等の確保に関する協定書」を締結し、同協定書に基づく連絡体制を構築した。</p>
	(2) 農業用ため池等、消火活動に活用可能な水利の確保	<p>ウ 自然水利調査を実施し、消防水利に活用可能な農業用ため池等の場所を85箇所選定した。</p>
	(3) 上記をはじめ、検証作業を踏まえた水利の確保及び活用のマニュアル化	<p>エ 上記をはじめ、水利の確保及び活用に係る事項について「足利市林野火災対応マニュアル」に整理した。</p>
4 大規模林野火災時における災害対策本部の体制整備	(1) 災害対策本部における大規模林野火災時の事務分掌の整理	<p>ア 大規模林野火災時における庁内各部課の役割を明確にし、迅速な対応ができるよう事務分掌を定めた。</p>
	(2) 災害対策本部設置時の各部課平常業務の業務継続に係る考え方の整理	<p>イ 災害対策本部設置時においては、大規模災害時の業務継続計画に準じた業務継続に関する考え方について庁内で共有することとし、市民生活への影響を考慮の上、火災対応業務以外の通常業務は可能な限り「縮小・休止又は中止」することとした。</p>
	(3) 各部課におけるマニュアル等の作成	<p>ウ 各部課の事務分掌について、事務の内容に応じたマニュアルを作成した。</p>
	(4) 上記をはじめ、検証作業を踏まえた災害対策本部運営のマニュアル化	<p>エ 上記をはじめ、円滑な災害対策本部会議の開催・運営及び情報共有を行うため、会議参加者や会議方法等について「足利市林野火災対応マニュアル」に整理した。</p>

重点項目	対策	取組状況
5 避難所開設・運営体制の充実	(1) 検証を踏まえた避難所開設・運営マニュアルの改訂	ア 迅速な避難所開設及び適切な運営を行うため、避難所運営マニュアルを改訂した。
	(2) 避難所開設・運営訓練等の一層の推進	イ より多くの職員が資機材の取り扱い等の実務体験ができるよう、「避難所開設・運営訓練」の内容を見直し、「避難所開設・運営研修」として実施した。
	(3) 避難所運営における自主防災会（自治会）との連携強化	ウ 地区合同防災訓練や防災リーダー研修会の内容を見直し、避難所開設・運営に係るメニューを取り入れた。その中で、避難所運営に関して自主防災会の協力の必要性や役割を説明し、連携強化を図っている。
	(4) 避難所における医療体制構築や感染症対策のための災害医療対策本部との連携強化	エ 避難所に自宅療養者等が避難した場合を想定し、受入れスペースを選定した。 オ 避難所開設・運営研修において緊急地区隊に対し、感染防止対策研修を行った。 カ 避難所運営における災害医療対策本部の医療体制についてマニュアルに定めた。 また、健康増進課及び健康班本部、エリア担当保健師の事務分掌や活動内容を整理し、避難所からの応援要請に対応できるようにした。
6 災害医療対策本部設置体制の整備	(1) 災害医療対策本部設置基準の創設	ア 災害医療対策本部の設置基準を定め、健康班本部職員やエリア担当保健師の招集と配置について「足利市林野火災対応マニュアル」に整理した。
	(2) 災害医療対策本部設置時の関係機関との連絡体制や情報共有に係る手順等の整備	イ 災害医療対策本部メンバーや関係機関との連絡手段を定め、避難所の状況や感染症対策等について情報共有する手順を「足利市林野火災対応マニュアル」に整理した。
	(3) 災害医療対策本部の活動内容及び事務分掌の整理	ウ 健康増進課及び健康班本部、エリア担当保健師の事務分掌を整理し、それぞれの活動内容を「足利市林野火災対応マニュアル」に整理した。